

浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者募集要項

1 募集の主旨

浜田地区広域行政組合では、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）に基づき、「高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」を目指すべき姿と設定し、地域密着型サービスの基盤整備を推進するため、地域密着型サービス事業者を募集します。

2 整備対象年度

令和9年3月31日までに指定・開設

3 募集するサービスの種類、整備数量、開設時期、整備方針

(1) サービスの種類及び開設時期

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」 令和6年10月以降

「看護小規模多機能型居宅介護」 令和8年4月以降

(2) 整備数量

各1事業所

(3) 整備方針

第9期介護保険事業計画においては、第8期計画に引き続き日常生活圏域の状況から、サービスを必要とする圏域に対し整備を優先することとしています。

また、中山間地域をサービス提供地域として計画する事業者を、事業者選定において高く評価することとします。

4 応募資格

(1) 事業計画が確実なものであること。

指定予定事業者として決定後に辞退することは、浜田地区広域行政組合の介護保険事業計画に大きな支障をきたすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

(2) 事業所を整備する土地・建物について、所有権を有すること又は取得が見込まれること若しくは長期間の賃借権を設定する賃貸借契約の締結が確実に見込まれること。

(3) 事業者（運営法人）自らが開設し指定を受けるものであること。

(4) 介護保険法及び関連する法令の要件を満たし、また、これらの規定を遵守すること。

5 申込みに必要な書類（提出書類）

応募する事業者（運営法人）は、次の応募関係書類を提出してください。

- (1) 地域密着型サービス事業者指定に係る募集申込書（様式第1号）
- (2) 添付書類

No.	添付書類	留意事項
1	設置予定地の位置図	任意の様式
2	設立趣意書	任意の様式
3	事業者概要書	任意の様式 事業経歴・実績 事業者の概要（パンフレットでも可） 現在運営している施設又は事業に関する資料等
4	事業者（法人）の定款	既設法人のみ
5	事業者（法人）の登記簿謄本	既設法人のみ 最近3か月以内のもの
6	事業開設スケジュール表	開設までの日程表
7	資金計画及び決算書	資金計画には、建設資金等の調達方法を記載すること。 他業を営んでいる場合、連結決算を行っている親会社がある場合等は、それらに関する同様の決算書も提出すること。
8	就業規則	既に介護保険事業を実施している場合
9	当該用地及び建物の不動産登記簿謄本（取得予定の場合は売買にかかる確約書、賃借の場合は賃貸借契約書・確約書など）	用地及び建物を賃借する場合は、賃借期間及び額を明記すること。
10	施設整備図面	事業予定地（付近）の見取図、現況写真、施設平面図等
11	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約書	契約している場合
12	消防及び建築指導関係機関等との協議書又は協議状況のわかる書類	協議している場合
13	地域密着型サービス事業者選定評価項目に対する回答書	様式第2号（具体的に記載すること。）

【応募関係書類作成上の注意】

- (1) 提出部数は、各書類とも正1部、副10部提出してください。
- (2) 用紙はA4判で統一してください。但し、10の施設整備図面でA4判にしがたいものについてはこの限りではありません。
- (3) 綴方は(2)添付書類に記載している番号順とし、全体の目次及びページをつけてファイル等に綴じてください。
- (4) 証明書等は、写しを可とします。
- (5) 応募関係書類に関し不明な点があれば、浜田地区広域行政組合介護保険課にお問い合わせください。

6 申請書類提出期間及び提出先

申請書類の提出期間は、令和6年6月10日（月）から令和6年8月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

申請書類は、お手数ですが浜田地区広域行政組合介護保険課の窓口までご持参ください（持参いただく日時について、事前にご連絡をお願いします）。あわせて、添付書類No.13「地域密着型サービス事業者選定評価項目に対する回答書」（様式第2号）については、データ（ワード形式）での提出もお願いします。

7 地域密着型サービス指定予定事業者の選定方法

(1) 審査方法

提出された申込書による書類審査、現地調査、提案説明の際のヒアリング等により、事業者選定委員会において審査し、その結果を受け浜田地区広域行政組合管理者が決定します。なお、提案説明の日時、方法等については、後日連絡します。

(2) 審査項目

別記「地域密着型サービス事業者選定評価項目」に基づき審査します。

8 結果の通知

選定の結果は、応募されたすべての事業者に文書により10月上旬ごろ通知します。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 介護保険法等の遵守

事業計画は、介護保険法その他関係法令を遵守した計画としてください。

(2) 建築基準法等の手続

事業計画は、建築基準法・消防法等の規定を遵守した計画としてください。

また、用地は、土砂災害警戒区域等に指定されていないかなど、各種法令等に適合しているか十分に確認してください。

(3) 申込書提出後の応募の取下げについて

応募を取り下げる場合、地域密着型サービス事業者指定に係る募集申込書取下書（様式は任意）を提出してください。

(4) 欠格事項

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団員と社会的に関係がある者は一切応募できません。また、これに違反していることが判明した場合は、不適とします。

イ 選定の前に、住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと浜田地区広域行政組合管理者が認める場合、選定を行うことなく不適とします。

ウ 選定委員会の審査後に、次のいずれかに該当した場合、不適とします。

(ア) 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合

(イ) 施設種別の変更があった場合

(ウ) 住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと浜田地区広域行政組合管理者が認める場合

(5) 応募内容の変更について

指定予定事業者の決定後、応募の内容に変更がある場合は、浜田地区広域行政組合と協議してください。変更の内容によっては、決定を取り消すことがあります。

(6) 指定予定事業者決定後の取下げについて

指定予定事業者の決定後に取り下げる場合は、地域密着型サービス事業者指定に係る取下書（様式は任意）を提出してください。

なお、第9期介護保険事業計画の整備計画に影響を及ぼす場合は、第10期介護保険事業計画において、事業者募集に応募できないことや選定での採点で考慮することがあります。

(7) その他

ア 応募書類の作成及び提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、浜田地区広域行政組合は一切負担しません。

イ 応募書類は、理由を問わず返却しません。

ウ 説明会は開催しませんので、ご質問がある場合には、電話・ファクス・電子メールで、又は下記窓口にお越しただいてお尋ねください。

エ 応募状況の詳細に係る問い合わせにはお答えできません。

オ 応募者は、応募書類の提出をもってこの要項の規定を承諾したものとみなします。

10 決定までのスケジュール

令和6年6月上旬 浜田地区広域行政組合、浜田市及び江津市ホームページに掲載

令和6年6月10日 応募開始

令和6年8月9日 応募締切

令和6年8月下旬 事業者選定委員会（提案説明）開催（予定）

令和6年9月中旬 介護保険事業計画策定委員会開催（予定）

令和6年10月上旬 結果の通知の発送（予定）

11 提出先及び問い合わせ先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1

浜田市役所北分庁舎1階

浜田地区広域行政組合 介護保険課

電話 0855-25-1520

F A X 0855-25-1506

電子メール kaigo@hamadakouiki.jp

別記

地域密着型サービス事業者選定評価項目

応募する事業者は、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。

応募する事業者は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」等を満たすこと。

上記のことを前提とし、次に掲げる選定評価項目により、項目ごとに点数化し評価します。なお、評価点が基準に達しない時は、選定の対象としません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 1 設置主体の評価
 - (1) 応募理由について
 - (2) 法人の運営理念及び事業実績について
 - (3) 地域密着型サービスへの理解について
- 2 事業計画の評価
 - (4) 事業所の運営方針について
 - (5) サービス提供について
 - (6) 職員採用、育成、研修制度等の取組について
 - (7) 事業の実施体制の確保状況について
 - (8) 事業所の立地条件について
 - (9) 事業に必要な機器等の確保について
 - (10) 事故防止に向けた取組、事故発生時の対応及び苦情処理の対応について
 - (11) 自然災害及び感染症に対する対応及び役割について
- 3 地域の特性に応じた事業展開の評価
 - (12) 認知症利用者のケアやターミナルケアについて
 - (13) 医療機関との連携について
 - (14) 地域資源の活用について

看護小規模多機能型居宅介護

- 1 設置主体の評価
 - (1) 応募理由について

(2) 法人の運営理念及び事業実績について

(3) 地域密着型サービスへの理解について

2 事業計画の評価

(4) 計画地の選定理由について

(5) 事業所の運営方針について

(6) サービス提供について

(7) 訪問サービス利用者へのサービス提供体制について

(8) 職員採用、育成及び職場環境の整備について

(9) 利用者負担について

(10) 事故防止に向けた取組、事故発生時の対応及び苦情処理の対応について

(11) 自然災害及び感染症に対する対応及び役割について

3 地域の特性に応じた事業展開の評価

(12) 認知症利用者のケアやターミナルケアについて

(13) 医療機関との連携について

(14) 地域資源の活用について